

都市再生特別措置法の一部を改正する法律等による食事施設等の占用の取扱いについて

国土交通省 道路局 路政課

路政課につとめる道介くん。今日は彼女の道子さんの両親との食事会があるため、道子さんと街中のオープンカフェで作戦会議中です。

道子

道介さん、なんだか落ち着いていないわね。私の両親に会うだけなのに、そんなに緊張する？

道介

緊張するに決まってるじゃないか。君のお父さんはとても厳しい方だと聞いているし、突然怒鳴られてしまったらと考えると・・・。

道子

そんなことないわよ。ただの食事会じゃない。早くコーヒー飲みましょ。

道介

そうだね、ありがとう。そういえば道子さん、今僕らが利用しているオープンカフェも、僕の仕事に関わっているんだ。

道子

あら、道介さん、飲食業でも始めたの？

道介

ちがうよ道子さん。近年、まちづくりの取組において、まちのにぎわい創出等のために、オープンカフェやキオスクの施設を道路内に設置したいというニーズが強まっていたんだ。そこで昨年度、都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第24号）及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第321号）により、都市再生特別措置法（以下「都市再生法」という。）、都市再生特別措置法施行令（以下「都市再生法施行令」という。）、道路法施行令等が改正され、都市再生法に基づく道路の占用の許可基準の特例（以下「占用特例」という。）の創設や食事施設等の占有許可対象物件への追加が行われたんだ。

道子

占用特例の創設と食事施設等の占用許可対象物件への追加？難しくてさっぱり分からないわ。

道介

まず、占用許可対象物件への追加について説明するね。先の改正に伴い、道路法施行令が改正されて、今まで食事施設等が高速自動車国道又は自動車専用道路の連絡路附属地のみにはしか設置できなかったのが、これらの道路以外の道路への設置が認められることとなったんだ（道路法施行令第7条）。

道子

なるほどなるほど。

道介

次に、占用特例についてだけど、道路法においては、道路の占用の許可は道路外に余地がなくやむを得ない場合（以下「無余地性の基準」という。）にのみ認められているんだ。でもそうすると、占用を認めてほしいというニーズが強かったオープンカフェやキオスク等は、通常は民地に設けるものだから、道路の敷地外に余地がないためやむを得ないとは言い難く、まちのにぎわいの創出に資するような占用を認めるためには、この無余地性の基準の適用を除外する必要があるんだ。

新たに創設された占用特例では、都市再生整備計画の区域内の道路の道路管理者は、都市再生整備計画の計画期間内に限り、同計画に記載された事項に係る施設等の占用について、

- ・道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域内に設けられる施設等（当該指定に係る種類のものに限る。）のためのものであること。
- ・道路法第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること。
- ・その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

のいずれの要件にも該当するときは、無余地性の基準にかかわらず、その占用を許可することができるんだ（都市再生法第62条第1項）。

道子

この占用特例の占用許可対象物件にはどのようなものがあるの？

道介

特例の対象については、道路法第32条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる施設等のうち、都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置であって、施設等の設置に伴い道路交通環境の維持及び向上を図るための措置が併せて講じられるものが対象だよ（都市再生法第46条第10項）。この政令で定めるものには、「広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの」、「食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの」、及び「道路法施行令第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの」と規定されているね（都市再生法施行令第15条）。

道子

占用許可対象物件に食事施設等が追加されるとともに、占用特例の制度が創設されて、一定の条件の下、無余地性の基準に関わらず占用を許可できるようになったってことね。

あれ、でもちょっと待って、オープンカフェとして、道路上に食事施設を設置していた例は、改正以前よりあると思うけど、それは違法だったってことなの？

道介

たしかに、改正前は食事施設等は占用許可対象物件として位置付けられてはいなかったんだ。ただ、路上イベントや社会実験としてオープンカフェが設置された例はたくさんあるんだ。

道子

占用許可対象物件にあげられていないのに、占用許可を与えていたってこと？なんだかおかしい感じがするけど。

道介

よく条文を見てみよう。例えば、路上イベントに伴い道路上に設置されることが比較的多い物件として、露店、商品置場、看板、旗さお、幕、アーチなどがあると思うんだけど、これらは道路法第32条第1項第6号と道路法施行令第7条第1号に規定されているね。それに加えて、たとえば、同法第32条第6号には、「その他これらに類する物件」といった文言があるよね。この文言は、限定的に解釈すべきなんだけど、地域の活性化などの目的を達成するために必要な範囲で弾力的な判断が求められるところなんだ。全国調査により把握された各地のイベントにおいて、道路法第32条第1号各号に掲げられている物件以外にも、テント、パラソル、テーブルやイスなどが設置されている事例が多く見られているよ。

道子

なるほどね。でもちょっと待って、以前からオープンカフェの占用が認められていたということは、今回わざわざ食事施設等を占用許可対象物件に追加する必要はなかったんじゃない？

道介

以前のオープンカフェは、テーブルやイス、パラソルといった個々の物件に許可をすることで、結果として「オープンカフェ」として機能していたにすぎないんだ。お客さんの数に応じてイスやテーブルの数を変えようにも、許可変更が必要だったんだ。しかし、食事施設はそれらを一体とてとらえた物件だから、許可された範囲内で柔軟に取扱うことが認められるんだ。

道子

なるほど。占用主体の自由度が増して、使いやすい制度になったってことね。

道介

その通り。

道子

じゃあ私たちが今利用しているこのオープンカフェも、食事施設として占用許可をもらっているのかしら？

道介

実は現在（平成24年9月15日）、改正からまだ日も浅いということもあって、都市再生法の占用特例等を利用している例はないんだ。導入を検討している自治体はいくつかあるんだけどね。

道子

なるほど。これからどんどん利用が広まっていく可能性が高いということね。ところで、路上イベントや社会実験で行われたオープンカフェの設置によって、どのような効果があったの？

道介

まず、人が集まることによって街のにぎわいの創出に貢献したり、経済的な効果への寄与があったという話を聞いたことがあるよ。そのほかにも、占用主体が警備活動を行う事による違法駐車や違法駐輪の解消や、占用主体による道路清掃や緑化が考えられるね。

道子

たしかに、ここの周りにはにぎわっているし、道路も綺麗に清掃されているわ。

道介

そうだね。道路法第87条には、道路管理者は道路占用を与えるに際して、道路の構造の保全、交通の危険の防止、その他円滑な交通を確保するために、必要な条件を付すことができると規定されているよね。路上イベントや社会実験では、占用許可条件として、通行者の安全及び通行の確保、不法駐車対策への対処や道路清掃の実施等を課している例もあるんだ。また、今回の占用特例を適用する際の占用許可基準等については、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて（通知）」（平成23年10月20日国道利第22号国土交通省道路局路政課長通知。）において詳しく記載されていて、食事施設等の占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び食事施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行う事ができる者に限り認めることとされているんだ。

道子

なるほど。新しい制度が上手く利用されて、良い街がたくさんできるといいわね。

道介

おっと、話し込んでいるうちに、もうこんな時間だ。道子さんのご両親との食事会に遅刻しちゃうね……。

参照条文

○道路法施行令（昭和27年政令第479号）

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一～五（略）

六 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第一号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（第十一号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

七～十一（略）

（食事施設等の占用の場所に関する基準）

第十一条の七 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第六号に掲げる施設（以下この条及び第十二条において「食事施設等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、食事施設等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 食事施設等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること。

二 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該食事施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。

2 第十条第一号（口及びハに係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は、食事施設等について準用する。

○都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）

（都市再生整備計画）

第四十六条

1～9（略）

10 第二項第二号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、道路法第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件（以下「施設等」という。）のうち、都市の再生に貢献し、道路（同法による道路に限る。第六十二条において同じ。）の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）であって、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

11～16（略）

第六十二条 都市再生整備計画の区域内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわ

らず、都市再生整備計画の計画期間内に限り、都市再生整備計画に記載された第四十六条第十項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用(同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

- 一 道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域内に設けられる施設等(当該指定に係る種類のものに限る。)のためのものであること。
- 二 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。
- 三 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2～5 (略)

○都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号)

(都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する施設等)

第十五条 法第四十六条第十項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- 二 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 三 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

都市再生特別措置法の占用特例の対象となる食事施設等について

都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成23年法律第24号)及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成23年政令第321号)における道路関係規定の取扱いについて、道路法施行令の改正により占用許可対象物件に追加された食事施設等の占用許可基準等については、道路法に基づく食事施設等の占用許可基準等については、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」(平成23年10月20日付け国道利発第20号、以下「第20号通知」。)に、占用特例を利用した食事施設等の占用許可基準等については「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路法施行令の改正について」(平成23年10月20日付け国道利発第22号、以下「第22号通知」。)にそれぞれ記されているところである。

占用特例の対象となる食事施設等

占用特例の対象となる食事施設等は次のいずれにも該当するものであること。

○第22号通知関係

- ・都市再生特措法第62条第2項に規定する特例道路占用区域内に設けられるものであること
- ・食事施設等において提供されるサービスが都市再生整備計画に記載された方針に合致したものであること
- ・食事施設等の設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による都市再生特措法第46条第10項の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。

○第20号通知関係

- ・食事施設等において販売される物品又は提供されるサービスが道路の通行又は利用において一般的に派生する需要に対応したものであること。
- ・広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって、特定の者のみを対象としたものではないこと。

占用の場所

○第22号通知関係

占用許可を受けて設置される上空通路、地下通路等は、多数人の避難又は道路の交通の緩和等の相当の公共的利便に寄与するものであるが、これらの通路等に食事施設等を設置する旨の都市再生整備計画が策定されることもあり得るところである。この場合には、これらの通路等の設置目的を害さない箇所であつて、かつ、当該通路等の占有者が構造上安全と認めた箇所であれば、占用許可を行って差し支えない。ただし、建設基準法、消防法等の規制に抵触しないことを当該通路等の占有者に疎明させること。なお、食事施設等を通路等の内部に占用させることを想定して通行の用に供するために必要な規模以上の通路等を占用することまで認めるものではない。

○第20号通知関係

- ・地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。
- ・歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。
- ・道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。
- ・原則として交差点等の地上に設けないこと。
- ・近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

占用主体

○第22号通知関係

食事施設等の占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び食事施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。

都市再生特別措置法の占用特例の運用手続について

(1) 都市再生整備計画の記載に係る協議 (都市再生特措法第46条第10項及び第11項)

市町村は、都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものを占用許可を得て道路区域内に設置することについて都市再生整備計画に記載することができることとされている。(都市再生特措法第46条第10項)
市町村が当該記載をしようとするときは、あらかじめ占用許可権限を有する道路管理者及び都道府県公安委員会に協議して同意を得なければならないことから、道路管理者は市町村からの協議に対応することとなる。(都市再生特措法第46条第11項)



(2) 特例道路占用区域の指定(都市再生特措法第62条第1項から第3項)

市町村が道路占用に係る記載を含む都市再生整備計画を策定した場合、道路管理者は当該都市再生整備計画に記載された施設等の種類ごとに特例道路占用区域を指定することとなる。特例道路占用区域の指定に際し、道路管理者は、あらかじめ市町村の意見を聴くとともに、指定しようとする区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。また、道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。



(3) 選定委員会の設置及び提案募集要領の策定

特例道路占用区域を指定した場合、道路管理者は、原則として特例道路占用区域に係る占用主体の選定のための委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、特例道路占用区域に設ける施設等に係る提案の募集要領の策定を行うものとする。



(4) 提案の募集及び選定委員会による選定

上記(3)により提案募集を行うこととした場合、道路管理者は提案募集要領を踏まえて募集を行い、選定委員会において占用主体となるべき者の選定を受けるものとする。



(5) 道路占用許可手続(道路法第32条)

選定委員会による選定を経た場合、道路管理者は当該選定結果を踏まえて占用許可を行うものとする。

社会実験における道路占用の事例

○新宿区における社会実験

＜実施期間＞平成17年度以降毎年度

＜内容＞

道路上にオープンカフェと広告版を設置

＜効果＞

- ・にぎわいの創出
- ・違法駐車や違法駐輪の解消
- ・道路清掃や緑化等の道路環境改善に寄与



○日本大通りオープンカフェ(横浜市)

＜実施期間＞平成17年以降毎年度

＜内容＞

道路上にオープンカフェを設置

＜効果＞

- ・放置自転車の減少
- ・周辺地域との回遊促進に寄与
- ・まちの賑わいや近隣店舗の売上げが向上



路上イベントにおける道路占用の事例

○宇都宮餃子祭り2002(宇都宮市)

＜実施期間＞平成14年11月2日から同年11月3日まで(2日間)

＜内容＞

案内看板、交通規制板、ステージ、テント、横断幕

＜効果＞

- ・2日間で6万人の来場者があり、大きな経済効果と中心市街地への寄与
- ・地域の餃子を全国へPRできるよい機会になった



○オープンカフェ(大阪府堺市)

＜実施期間＞平成14年8月2日から同年8月11日まで(10日間)

＜内容＞

テーブル、イス、パラソル、格子状パネル

＜効果＞

- ・中心市街地のイメージアップ
- ・中心市街地の商業活性化

